(2) 姓名不明

君ノ案ハ老人ノ働キヲ出来ル丈利用シテカラ労働者ガ従ナケレバ資本家ハ搾取スルコトハ出来ナイ。故ニ労人ノ幸福ヲ謀ルトスルトハ資本家ノ為メ苦心ヲ人ノ類ノ為メ努力セネバナラヌ(不明瞭)(四分)

(3) 大森社会主義研究ノ
上田好太郎氏

(答旨)

貨幣制度ヲ撤廃セネバナラヌ又資本家ハ法律ト杖カト凡ユル他ノ手段ヲ用ヒテ利益ヲ獨占シテ居ル米国ノ半分ノ十九ノ労働者ハ米国内ノ収入ノ八分ノ一シカ得レナイ。二十分ノ一ノ資本家ハ八分ノ七ノ収益ヲ

法人 協調會